

スポーツ活動における感染予防ガイドライン【施設管理者向け】

1 基本的な考え方

- (1) 長崎市新型コロナウイルス感染症対策本部の決定に従うこととし、以下の内容は随時見直しをすることとする。
- (2) 参加者の活動実績の把握に努め、万が一感染が発生した場合、迅速に濃厚接触者が特定できる体制を整える。
- (3) 本ガイドラインに記載されている内容について、スタッフ全員が情報を共有し、感染防止に努める。
- (4) 上部団体において、種目ごとのガイドラインが示されている場合は、当該方針に従うこと。

2 具体的な留意事項

- ・以下のア～ウに該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・利用者等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。
（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ・体育館・公民館等の屋内施設を使用する場合、ドアや窓を広く開け、普段以上に換気を行うこと。
- ・利用者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や練習道具等は、消毒薬等を使用して、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。
- ・更衣室等を利用する際は、交代で使用させるなど、一度に多数の利用者が着替え等を行わないようにするとともに、換気についても留意すること。
- ・受付は、透明シート、アクリル板等で遮蔽するとともに、消毒薬を設置し、受付スタッフはマスクを着用すること。
- ・混雑が予想される窓口等には、目印等を設置し、利用者が距離をおいて並べるように配慮すること。
- ・定期的に巡回を行い、感染リスクが高くなっていないかチェックし、必要に応じた指導を行う。
- ・「利用者向け」のガイドラインについて、施設内に掲示するなど、利用者に対し周知を図ること。
- ・利用者が感染したとの報告があった場合やスタッフに感染者が発生した場合、直ちに担当課に報告し、必要な指示を仰ぐこと。
- ・施設内が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を設けるなど、感染リスクの低減を図ること。
- ・利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。
- ・入場時等に可能な限り検温を実施すること。